

豊橋市監査公表第12号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定例監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和8年3月2日

豊橋市監査委員	鈴木教仁
同	野口洋
同	梅田早苗
同	本多洋之

定例監査等の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業

(1) 文化・スポーツ部

文化課、図書館

(2) 福祉部

福祉政策課、国保年金課、福祉事務所生活福祉課

(3) 環境部

環境保全課、施設建設室、埋立処理課

(4) 建設部

道路維持課、道路建設課、建築課（工事監査技術調査）、建築指導課、住宅課

第2 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日 程
監査委員事務局による予備監査	監査委員事務局執務室ほか	令和7年10月14日～令和7年12月24日
監査委員による監査	監査委員室	令和7年12月25日
外部技術士及び監査委員事務局による予備監査	監査委員事務局執務室	令和7年10月8日～令和7年12月17日
外部技術士及び監査委員による監査	豊橋市中野町地内 監査委員室	令和7年12月17日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、対象となった各課（工事担当課を含む。）に対し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経済性が発揮されているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

なお、工事については、外部技術士による工事監査技術調査も併せて実施した。

第4 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたものの、9件の指摘事項及び9件の意見が見受けられた。

文化・スポーツ部

《文化課》

意見

1 豊橋青少年音の輪事業について

実行委員会形式により事業を行っているが、市が支出している補助金が事業費のほとんどを占めており、加えて事務処理が煩雑で非効率となっているので、補助金等の適正化ガイドラインの見直し基準にのっとり委託や直接執行について検討をされたい。

2 予定価格について

P F I 事後評価・次期手法検討業務の入札において、予定価格を大幅に下回る落札があったので、費用の計上に当たっては業者見積に頼ることなく他自治体の類似業務等を調査して経費比較するなど、適切な事務処理に努められたい。

《図書館》

指摘事項

1 複写申込書について

コイン式複写機の複写申込書について、図書館条例により申込先は「豊橋市教育委員会」であるべきところ「豊橋市図書館長」とする様式を使用していた事例が散見された。本事例は、令和5年度定例監査の指摘を受けて措置通知を提出したものであるにもかかわらず、旧様式の破棄を怠ったことにより再度発生したことを重く受け止め、分館を含めた全職員で再発防止に向けた実効性のある取組をされたい。

2 予定価格書の取扱いについて

図書館資料集配本業務及び映像編集用パソコン等賃貸借において、予定価格書を入れる封筒にのり付けなどで閉じた痕跡がない事例が散見された。予定価格の漏えいのおそれがあるので、契約規則にのっとり適正な事務処理をされたい。

3 履行確認について

清掃業務において、記載漏れの業務実施報告書により履行確認した事例や、昇降機保守点検業務において、委託業務完了報告書を受領し検査合格として支払手続をした後に仕様書に定める定期検査の報告書を受領した事例等、分館における履行確認に関する不適切な事務処理が多数見受けられた。契約規則にのっとり適正な事務処理ができるよう実効性のある検査体制を構築されたい。

意見

1 複写申込書について

利用者の申込みにより職員が複写する複写申込書について、著作権法により調査研究目的であることを条件として認められているにもかかわらず、調査研究目的である旨の記載がされていないものが散見された。分館を含めた全職員で再発防止に向けた実効性のある取組に努められたい。

2 収入事務について

コイン式複写機の複写申込書について、図書館現金等事務取扱マニュアルでは「複写枚数を確認後、複写手数料を算出して複写申込書に料金を記入」としているが、料金及びその算出根拠が記入されていなかったため、複数でチェックできるよう適切な調定事務に努められたい。

福 祉 部

《福祉政策課》

指摘事項

1 使用料について

行政財産（建物）目的外使用料算定において、建物の一部を目的外使用する場合には、行政財産使用料条例第3条第2号を算定根拠とするのが通常であるが、同条第3号により道路占用料条例の占用料単価を根拠としていた。また、当該占用料単価は条例改正により単価が引き上げられていたが、改正前の単価を根拠としていた。使用料の算定に当たっては、根拠を課内で確認・整理し、適正な徴収事務をされたい。

2 使用料の納付期限について

行政財産目的外使用料及び墓地使用料に係る相手方への納入通知書において、納付期限の未記載や15日を超える期限を設定する事例が散見されたため、予算決算会計規則にのっとり適正な事務処理をされたい。

意見

1 契約事務について

住民税非課税世帯支援給付金事業 窓口受付・審査等業務（その2）において、個人情報取扱特記事項と仕様書とで誓約書の提出に係る記載内容に齟齬があった。また、仕様書に定められている書類が提出されていなかった。契約の際は、契約内容及び提出書類の確認の徹底に努められたい。

《福祉事務所 生活福祉課》

意見

1 事務処理について

生活困窮者居住支援事業に基づく民間住宅の賃貸借契約において、9月分履行確認日が未記入だった。また、生活保護費の返還や費用徴収決定の決裁において、決裁権者である部長の押印のないものや、公印の管守者に使用の承認を得ずに市長印を押印している事例が散見された。こうした不備事例が発生していることは、課内での確認や管理が十分でないと考えられるため、書類のチェック体制を強化するなど、適切な事務処理に努められたい。

環境部

《環境保全課》

意見

1 所管する団体の決裁について

本市に事務局がある豊かな海「三河湾」環境再生推進協議会の決裁において、事務処理規程では、軽易なものを除き「順次直属の上司を経て、会長の決裁を受けなければならない。」とされているが、総会や常任幹事会の開催決裁が会長決裁となっていなかったため、軽易なものや事務局長専決の考え方を整理し、規程を見直すなど適切な事務処理に努められたい。

《埋立処理課》

指摘事項

1 使用料について

行政財産目的外使用において、使用許可日、調定日、納入通知書の発行日が一致しないものや、納付期限が調定日から15日を超える期限を設定する事例が見受けられたため、予算決算会計規則にのっとり適正な事務処理をされたい。

建設部

《道路維持課》

指摘事項

1 設計事務について

舗装改良工事（長寿命化1－2）において、発注前にバス事業者と詳細な協議を行わなかったため、一部夜間施工とする設計変更を行っていた。本事例は、令和5年度定例監査で同様の意見があり、措置通知を提出したにもかかわらず、再度発生していることを重く受け止め、工事の発注に当たっては、事前の調整を十分に行うよう再度職員に周知するなど適正な設計事務をされたい。

意見

1 とよはし道路通報システムについて

本システムを通じ、市民からの通報により道路施設の異常に迅速に対応し補修等を行っている。しかし、ホームページで公開している対応状況が「依頼」「対応しない」など依頼先や未対応の理由が不明確なので、市民に分かりやすい表現にするよう努められたい。

《住宅課》

指摘事項

1 契約事務について

西口母子住宅測量登記等業務の当初契約において、仕様書に記載されている内容や数量が誤っていた上に、変更契約においても仕様書に記載されている数量が誤っていた。契約を行う場合は仕様書の内容や数量をよく確認し、適正な契約事務をされたい。

2 旅行命令について

住居支援意見交換会（稲沢市）において、旅行命令を口頭により行い職員を出席させていたが、旅行命令書を起票せずに旅費の支給もしていなかった。このことは旅費支給条例等に抵触するため、同条例等にのっとり適正な事務処理をされたい。

意見

1 除草業務における安全対策の確認について

旧城山住宅除草業務その1の仕様書に記載されている安全対策の一部の項目について、業務完了報告時に口頭により確認を行っていたが、除草業務では過去に重大な事故も発生しているので、業務着手前の適切な安全対策の確認に努められたい。